

入札説明書

沖縄県病院事業局が発注する「沖縄県立精和病院移転・統合基本設計基礎調査業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び一般競争入札公告によるものとする。

1 公告日 令和6年10月28日

2 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答方法

(1) 質問方法

「質問書（様式第1号）」により、持参又はFAXにより「一般競争入札公告」6に示すところに提出する。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(2) 質問期限

公告日から令和6年11月1日（金曜日）の午後5時まで

(3) 回答方法

質問による回答は、令和6年11月6日（水曜日）から令和6年11月13日（水曜日）までの期間に、下記の沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページ内にて掲載する。なお、個別の回答は行わない。

[\(https://byoinjigyokuyoku.pref.okinawa.jp/\)](https://byoinjigyokuyoku.pref.okinawa.jp/)

3 一般競争入札参加資格の確認等

入札参加希望者は、「一般競争入札公告」2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）及び資格確認証明資料（以下「申請書等」という。）」を期限内に提出すること。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期限

「一般競争入札公告」3（3）に示すとおり。

(2) 申請書等の作成

提出書類は、次に掲げるものとする。

ア 申請書等提出確認票 1部

イ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）及び資格確認証明資料 1部

ウ ~~110円切手を添付した長形3号封筒（通知書返送用）1部~~

(3) 申請書等の提出先及び方法

「一般競争入札公告」3（3）に示すとおり。

(4) 書類の作成等に要する費用は申請者の負担とし、提出された申請書等は、返却しない。

(5) 入札参加資格の審査結果は、「一般競争入札公告」3(4)に示すとおり。

4 入札方法等

- (1) 入札者は、「入札書」及び「業務費内訳書」を作成し、封書の上、「一般競争入札公告」3(5)で定める日時、場所に、直接持参すること。併せて、入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、「委任状」を提出しなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (3) 落札決定に当たっては、「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。
- (4) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。
- (6) 申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切り日時の前までに「入札辞退届（任意様式）」を提出すること。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とする。もし足りない場合、入札は無効となる。（見積る契約金額とは、消費税額を含めた金額である。）

(2) 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当する。

(3) 入札保証金を納付する場合

納付手続は次のとおりとする。

ア 別添「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録票」に必要事項を記入し、令和6年11月12日（火曜日）正午までに病院事業局経営課へ提出すること。

イ 入札保証金納付書発行依頼書に基づき納付書を発行するので、次の納付場所において納付し、【領収書の写し】を病院事業局経営課に令和6年11月12日（火曜日）午後5時までに提出すること。

(ア)納付場所：

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（沖縄県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(イ)還付方法：

入札終了後、「入札保証金払戻請求書」を提出していただき、指定口座へ振り込み還付する。なお、落札者については、契約保証金への充当も可能であるため別途調整する。

(4) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。なお、提出期限は令和6年11月12日（火曜日）午後5時までとする。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

（提出書類：保険証書等）

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合

（提出書類：別添「地方公共団体等契約状況」と契約書の写しに加え、履行証明書又は検査結果通知書等）

6 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 再度入札

(1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。

なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

(2) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項

第8号に規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。なお、契約を誠実に履行しない場合は、見積金額の100分の10を徴収する。

- (1) 保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合（提出書類：5(4)アと同じ。）
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合（提出書類：5(4)イと同じ。）

9 その他

- (1) 最低制限価格を設定する。
- (2) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなくてはならない。
- (3) 入札参加者は、「一般競争入札公告」、「入札説明書」、「沖縄県土木建築部競争入札心得」及び「仕様書」等を熟読の上、入札に参加すること。